

令和6年度 一宮町

認可保育所（公立・私立）・認定こども園（私立：保育部）

入所・入園のご案内

（令和6年4月～令和7年3月入所分）

このご案内は、ご利用いただける保育施設について申込みに関する手続き方法を掲載しています。必ず全ての項目をお読みいただいた上で必要な手続きをおこなってください。

記載内容につきましては、令和5年10月現在での情報です。保育料や施設情報に変更がありましたら、ホームページ等で改めてお知らせします。



一宮町キャラクター
一宮いっちゃん

○お問合せ先

一宮町子育て支援課子育て支援係

〒299-4396

千葉県長生郡一宮町一宮2457（役場庁舎2階）

電話：0475-42-1415（直通）

※受付時間 8:30～17:15（土日祝・年末年始除く）

はじめに

保育施設とは、保護者が就労や病気にかかっているなどの理由により保育することができない（保育の必要性の事由に該当する）子どもを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。そのため、集団生活を経験させたいといった理由だけで申込みすることはできません。

保育施設の運営は利用者が自己負担分として納入する保育料だけでなく、その多くが税金でまかなわれています。そのため利用者には、定められた手続きと決まりに基づく厳正な利用が求められます。

保護者の就労等により小学校就学前の初めての集団生活の場となりますので、**親子で保育施設を見学し保育施設の様子や取組み等を知っていただき、申込みをお願いします。特別な事情がある場合を除き、原則、年度途中の転園は受け付けておりません。**

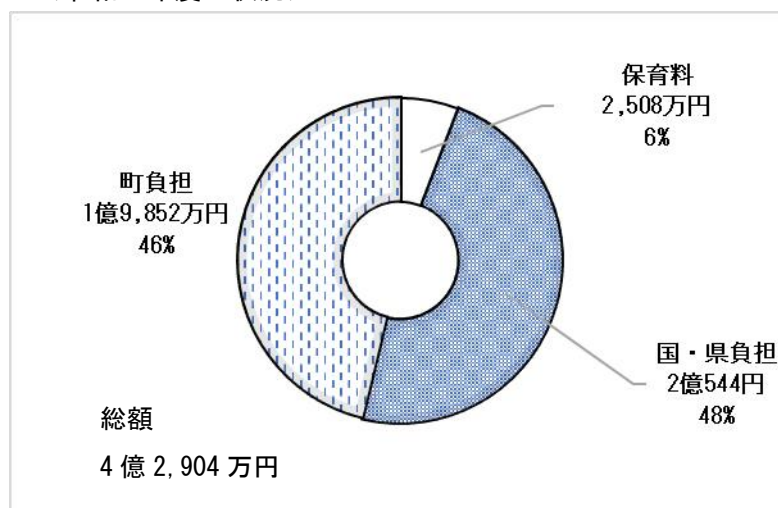
保育所運営の現状

保護者からの保育料は約 2,508 万円で保育所運営に必要な経費の約 6%※です。

保育所運営には、多くの町民の皆さんの税金が使われています。保育料についても、より適正な負担を図るよう検討しています。

今後とも、限られた財源の中で、効率的な保育所運営に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。

<令和4年度の状況>



【参考】入所子どもひとりあたりの経費（月額）

0歳児	約18.9万円
1・2歳児	約11.4万円
3歳児	約7.5万円
4・5歳児	約6.0万円

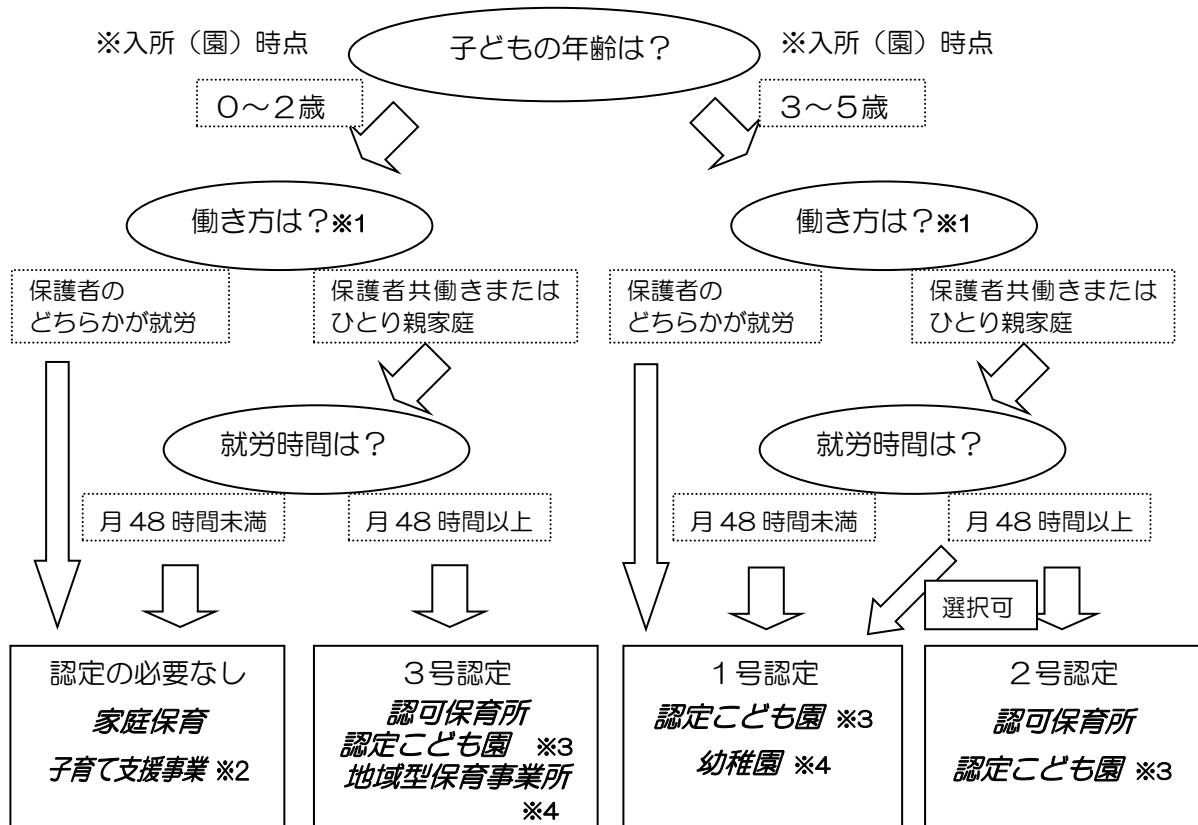
※ 保育所の運営経費

保育料の支払い方は施設によって異なり、保育所は町に、認定こども園は園に直接支払うシステムとなっています。

図では、統計上4施設を保育所の徴収方法を基準として集計しています。

認定区分と利用できる施設

「子ども・子育て支援新制度」では、すべての子どもが希望する教育や保育を受けることができるよう、保護者の働き方等の状況により利用施設や利用時間が決まります。



※1 就労以外に、妊娠・出産、保護者の疾病、障害、介護・看護など「保育を必要とする事由」（3ページをご覧ください）に該当する場合、2・3号認定を受けることができます。

※2 子育て支援事業には、一時保育事業や子育て支援センター事業等があります。子育て支援センター事業は、認定こども園及び私立保育園で実施します。上記に類する事業としていちのみや保育所では、親子教室・絵本貸出等実施しています。（13ページをご覧ください）

※3 幼稚園の教育と保育所の保育を一体的に実施する施設です。一宮町の2園は保育所に幼稚園の機能を備えた保育所型の認定こども園です。保護者が働いている・いないにかかわらず施設の利用が可能になりました。

※4 一宮町内にはありません。

支給認定

認可保育所や認定こども園の利用を希望する場合は、支給認定を受ける必要があります。認定された場合、「支給認定証」を交付します。「支給認定証」は、申請や届出の際に添付が必要になりますので大切に保管してください。

◆対象子どもについて◆

対象となる子どもは、一宮町に住所を有する0歳～5歳までの**集団生活が可能な子ども**です。

◆支給認定の種類について◆

教育・保育を必要とする事由や年齢に応じた3つの支給認定区分によって、利用できる施設などが決まります。

支給認定区分	対象の子ども	利用できる施設
1号認定	教育を希望する満3歳以上	幼稚園 ^{※1} ・認定こども園（幼稚部分）
2号認定	保育を必要とする満3歳以上	認可保育所・認定こども園（保育部分）
3号認定	保育を必要とする満3歳未満	認可保育所・認定こども園（保育部分） 地域型保育事業等 ^{※2}

※1 一宮町内にはありません。

※2 現在町内で利用できる地域型保育事業はありません。

◆保育を必要とする事由について◆

2号認定・3号認定の申請をする際は、保護者の「保育を必要とする事由」を確認させていただきます。「保育を必要とする事由」として認められるのは次の項目です。

- ①就 労： 月 48 時間以上就労している
- ②妊娠・出産： 妊娠中又は出産後間もない
- ③疾病・障害： 疾病・障害がある
- ④介護・看護： 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている
- ⑤災害の復旧： 震災・風水害・火災その他の復旧にあたっている
- ⑥求職活動等： 仕事を探している又は起業準備をしている
- ⑦就 学 等： 大学・専門学校・訓練学校等に通っている
- ⑧虐待・DV： 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨そ の 他： 町長が認める上記に類する場合

◆支給認定の有効期間◆

支給認定の有効期間は下表の通りですが、保育を必要とする事由が妊娠・出産の場合は産前2か月・産後2か月、求職活動の場合は3か月です。

※ 保育を必要とする理由が妊娠・出産または求職活動の場合は、有効期間終了前にお知らせします。その後も保育施設の利用を希望する場合は、新たに保育を必要とする事由が分かる書類（就労証明書や申立書等）を提出し、支給認定を再度受ける必要があります。

3号認定は、有効期間が終了する月中に、新たに2号の支給認定証を交付します。

支給認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学前まで
2号認定	小学校就学前まで
3号認定	3歳の誕生日の2日前まで

◆保育必要量◆

2号認定又は3号認定を受ける方には同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により【保育標準時間(11時間)】と【保育短時間(8時間)】に区分され、それぞれ利用できる時間が異なります。

保育必要量の区分	内容
保育標準時間	主にフルタイム勤務※1を想定した利用で、利用可能時間は最長11時間です。各保育施設が定める保育標準時間を越えた利用（開所時間内）は、別途延長保育料がかかります。
保育短時間	主にパートタイム勤務※2を想定した利用で利用可能時間は最長8時間です。各保育施設が定める保育短時間を越えた利用（開所時間内）は別途延長保育料がかかります。

※1 1か月120時間以上(おおむね1日6時間以上、週5日以上)

※2 1か月48時間以上120時間未満(おおむね1日4時間以上、週3日以上)

※各施設が定める保育時間は、13ページの

保育施設一覧

 をご覧ください。

申込み～入所(園)決定

令和6年度の認可保育所・認定こども園の入所(園)1次募集を下記の日程で行います。産前産後休暇・育児休業からの復職や転入など、**令和6年度途中での入所(園)を希望する方も申込みをしてください。これから出産される方の申込みも可能です**(母子健康手帳の出産予定日が分かるページの写しが必要です)。7・8ページの「申込の必要書類」をご用意のうえ、申込みをしてください。

◆郵送による申込み◆

1次募集・2次募集・途中入所は、原則、窓口での申込みとなりますが、やむを得ない事情がある場合は郵送でも申込みを受け付けています。**各募集の締切日までに必着でお送りください。**また、事前に電話での連絡をお願いします。

送付先 〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮 2457 一宮町役場 子育て支援課

◆1次募集◆

	認可保育所		認定こども園	
施設名	いちのみや保育所 ☎ 0475-42-2514	愛光保育園 ☎ 0475-40-1033	東浪見こども園 (保育部) ☎ 0475-36-7726	一宮どろんこ保育園 (保育部) ☎ 0475-44-7597
日時	令和5年11月6日(月)・9日(木) 午前9時～午前11時30分			
場所	一宮町役場 2階会議室			
予約	混雑防止のため、 事前予約をお願いします。 【予約受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分 子育て支援課 ☎0475-42-1415			

◆上記日程で都合の悪い方◆

子育て支援課(役場庁舎2階)で随時受付をします。こちらも**事前予約をお願いします。**

日時:11月1日(水)～11月10日(金) 平日のみ

午前9時～午前11時30分、午後2時～午後4時30分

締切りを過ぎてからの申込みは、2次募集として利用調整をします。

◆2次募集◆

日時:11月13日(月)～令和6年2月16日(金) 平日のみ

午前9時～午前11時30分、午後2時～午後4時30分

場所:子育て支援課(役場2階)

1次募集の入所(園)が決定した後、定員に満たなかった枠について審査しますので、ご了承ください。

◆途中入所（園）◆

2次募集以降も随時申込みを受け付けていますが、早めのご相談をお願いします。

入所（園）を希望する月の前月15日までに全ての書類を揃えて申込みをしてください。

◆入所の選考方法等◆

利用決定は、先着順ではありません。各家庭の保育の必要性・緊急性を数値化し、保育の優先度の高い子どもから順に入所を決定します。電話や訪問により調査をする場合があります。

入所（園）希望者が定員を超えた場合は、希望の施設に入所（園）できない場合があります。

◆愛光保育園が第1希望の方◆

保育園の保育時間等の説明をしますので、入所（園）決定前に、面談があります。日程は、保育園からご連絡いたします。

※ 入園選考のための面談ではありません。

◆入所（園）決定通知◆

令和6年2月頃、入所（園）申込者へ「利用決定（保留）通知書」を送付する予定です。あわせて保育の必要性や必要量を記載した「支給認定証」を発行します。

「支給認定証」は、申請や届出の際、添付が必要になりますので大切に保管してください。

◆入所（園）説明会◆

令和6年2月頃、決定通知書の送付後に、入所（園）決定した各保育施設において、入所（園）説明会、面談を実施します。

◆入所（園）決定後の注意事項◆

入所（園）決定後、下記の場合は速やかに届け出てください。

- ・申請書に記載した内容が変わったとき（住所、家庭状況、勤務先等）
- ・保育料決定後確定申告をしたとき（税の内容が変わったとき）

※ 入所（園）後も就労状況について確認書類の提出を求めたり、事業主に問い合わせることがありますのでご了承ください。

提出書類

提出していただいた書類を確認後に、追加で書類が必要な場合には別途ご連絡いたしますので、ご協力をお願いいたします。

◆提出書類の注意事項◆

提出書類はお返しできませんので、お手元に写しを残しておきたい方は提出前にコピーする等をお願いいたします。

申込みの際に提出された書類にて利用調整を行います。申込み時よりも就労時間が増えたとしても、申込み時点での内容で審査します。

保育施設に入所できた場合、現時点よりも就労日数・時間数が増加することが決定している方は、就労証明書にその旨も記入していただくよう依頼してください。

申込み期間終了後に転職し、申込み時点よりも勤務時間等が減った場合は速やかに就労証明書を再度提出してください。

事実と異なる虚偽の記載や申立てまたは必要事項を故意に申立てしなかった場合は、内定や決定が取消しになります。また、入所後の調査等で明らかになった場合は、退所となりますので、厳正に申請していただきますようお願いいたします

◆様式配布場所◆

子育て支援課および各保育施設で受け取ることができます。

また、ホームページからもダウンロードできます。



▲町ホームページはこちらから

◆共通書類◆

- (1) 支給認定申請書兼保育所等入所申込書
- (2) 現況届兼家庭状況調査書
- (3) 保育施設利用申込みに係る確認票・同意書

※ きょうだいで同時に申込みする場合、それぞれに用意してください。

◆家庭で子どもを保育できないこと等を証明する各種証明書等◆

父母および65歳未満の同居親族の各種証明書が必要です。

きょうだいで同時に申込みする場合、併用が可能です。

保育を必要とする理由	各種証明書等
就労（被雇用者） ※ 内定を含む	1. 就労証明書 ※ シフト勤務の方：3か月分のシフト表（任意様式）を添付して下さい
自営業（事業主）	1. 就労証明書 2. 確定申告書（写し）・個人事業の開業届（写し）・会社または法人の登記履歴事項証明書（写し）（1年以内に発行のもの）等のいずれか1点
自営業（事業従事者）	1. 就労証明書 2. 給与明細書や報酬の記録（振込の確認ができる通帳等）3か月分・賃金台帳3か月分・出退勤記録（タイムカード等 3か月分）・その他就労の事実の根拠となる資料のいずれか1点
農業	1. 就労証明書 2. 確定申告書（写し）
内職	1. 申立書 2. 契約書（写し）
妊娠・出産	1. 出産（予定）児の母子健康手帳の予定日が分かるページの写し
看護・介護	1. 申立書 2. 看護・介護が必要な方の診断書・障害者手帳（写し）・介護保険認定結果通知書（写し）のいずれか1点
災害復旧	1. 罹災証明書等
就学	1. 在学証明書または入学許可証（写し） 2. カリキュラム（時間割）
疾病	1. 疾病用申立書 2. 診断書または障害者手帳（写し）
求職活動	1. 求職活動申立書
その他	1. 申立書

◆該当者のみが必要な資料◆

該当事項	必要な資料
転入	1. 転入に関する誓約書 2. 土地や建物の売買契約書（写し）または賃貸借契約書（写し） ※ 町民宅（実家等）への転入で各種契約書等がない場合は「同居同意の旨・転入先住所・同居人氏名・続柄・連絡先等」を任意様式にて提出してください。
他施設入所（園）中・障害児通園施設等を利用中	1. 在園証明書等
離婚調停中	1. 調停期日通知書等
海外からの転入	1. 前年の所得や税額等が分かる資料とその和訳

保育料

◆決定方法◆

子ども・子育て支援新制度では、**市町村民税所得割額^{※1}**に基づき保育料を算定しています。算定の基準となる課税年度の切り替え時期は、9月です。

※1 寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を適用する前の税額

・令和6年度保育料

4月～8月分保育料	令和5年度市町村民税所得割額（令和4年分所得）により算定
9月～3月分保育料	令和6年度市町村民税所得割額（令和5年分所得）により算定

全ての保育施設の保育料は同じ基準で町が定めます。ただし、延長保育料金や諸経費等は保育施設により異なりますので、直接お問い合わせください。

保育料は、子どもの扶養義務者である父母の市町村民税所得割額を基に決定します。なお、子どもと同居の祖父母等が家計の中心者であるとみなされる場合は、祖父母等の市町村民税所得割額も保育料算定の対象となります。

令和6年度保育料の決定通知は、4月中に施設を通じてお渡しします。

所得がない等の理由で所得税の申告が不要な方についても、住民税の申告をお願いします。

◆幼児教育・保育の無償化について◆

・3～5歳児

保育料については、令和元年10月から無償化となりました。

無償化に伴い主食費（米）に加え、今まで保育料の一部であった副食費（おかず・おやつ代）を別途納付していただきます。

※ 以下の子どもは副食費を免除します。

①年収360万円未満相当世帯の子ども

②町の独自軽減策として、年齢制限なし（税法上の扶養親族）第3子以降の子ども

・0～2歳児

市町村民税非課税世帯のみ無償化の対象です。

◆多子軽減◆

小学校就学前の範囲内に同時入所のきょうだいがいる場合

同時入所の最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントし、保育料は第2子が半額、第3子以降が無料となります。

※ ただし、兄弟が幼稚園や障害児通所施設などに在籍している場合は、その状況が分かる書類の添付が必要です。

◆保育料・副食費の納付方法◆

0～2歳児（保育料）

・認可保育所 【いちのみや保育所、愛光保育園】

保育料は口座振替にて、納付をお願いします。

口座振替申込みが可能な金融機関は、千葉銀行・房総信用組合・長生農業協同組合・ゆうちょ銀行です。

振替日は当月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日。12月のみ25日）です。残高不足等で振替が出来なかった場合は、後日納入通知書を送付しますので、現金で役場会計課で納付してください。

納入が確認できない場合は、児童手当法に基づき児童手当から天引きにより徴収する場合があります。

納付期日までに納付が難しい場合には、必ず子育て支援課に相談してください。

・認定こども園 【東浪見こども園、一宮どろんこ保育園】

園の定める方法により、期日までに納付してください。

3～5歳児（副食費）

副食費は月額4,500円（参考：令和5年度）です。

いちのみや保育所の副食費の納付は、口座振替です。

※ 副食費の徴収方法や主食費の金額は各園で異なりますので、直接お問い合わせください。

◆減額◆

主たる稼働者が失業（自己退職を除く）したとき又は災害や病気などで特別に費用がかかり、保育料を納入することが著しく困難な場合に保育料の全部又は一部を免除されることがあります。

保育料減免申請書に必要書類を添付して提出してください。（必ず減免されるとは限りません。）
決定した翌月から適用されます。期限は理由により異なり、その年度内に限ります。

◆参考 令和5年度保育料表◆

0～2歳児保育料：認可保育所及び認定こども園（保育部）

各月初日に支給認定子どもの属する 世帯の階層区分	保育料(月額)	
	保育標準時間	保育短時間認定
①生活保護法による被保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 ※注	0円	0円
③市町村民税 所得割額48,600円未満	16,100円	15,800円
④市町村民税 所得割額97,000円未満	22,600円	22,200円
⑤市町村民税 所得割額169,000円未満	28,600円	28,100円
⑥市町村民税 所得割額301,000円未満	33,800円	33,200円
⑦市町村民税 所得割額301,000円以上	46,200円	45,400円

※注) 2階層は均等割・所得割いずれも非課税の世帯が対象です。均等割のみ課税の方は3階層に区分されます。

【下記階層区分に該当するひとり親世帯等※における第1子、第2子以降の保育料】

各月初日に支給認定子どもの属する 世帯の階層区分	対象世帯 子ども	保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間認定
②市町村民税 非課税世帯		0円	0円
③市町村民税 所得割額 48,600円未満	第1子	7,550円	7,400円
	第2子以降	0円	0円
④市町村民税 所得割額 77,101円未満	第1子	7,550円	7,400円
	第2子以降	0円	0円

※ひとり親世帯等…「母子・父子世帯等」、「在宅障害児(者)のいる世帯」、「その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯）」

各月初日に支給認定子どもの属する 世帯の階層区分	対象世帯 子ども	保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間認定
④市町村民税 所得割額 57,700円未満	第2子	11,300円	11,100円
	第3子以降	0円	0円

※この他、4階層の一部においても国の負担軽減策があります。

※上記保育料の他、給食費など各施設において保護者に負担していただく費用があります。詳しくは各施設にお問合せください。

延長保育

保育施設で受付・決定しています。利用方法や延長保育料については直接お問合せください。

一時保育

未就園児を対象に、一時保育を実施しています。利用方法や料金等については直接お問合せください。

病児保育

病児保育は、病気の回復期にある子どもを一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。小学校3年生まで利用することができます。利用を希望する方は、子育て支援課で利用登録してください。

病児保育室	酒井医院病児保育所 ラッコッコ	外房こどもクリニック 病児保育室
所在地	長生郡白子町北高根 2389 酒井医院内	いすみ市岬町和泉 1880-4 外房こどもクリニック内
電話番号	0475(33)1188	0470(80)2121
利用日時	午前8時から午後5時30分 月～水・金・土曜日(木・日・祝日休み)	午前8時40分から午後5時15分 月～水・金曜日(木・土・日・祝日休み)
利用料金	1日 2,500円 半日 1,500円(5時間以内) (昼食・おやつ付) 医療費別途	1日 2,000円 半日 1,000円(4時間以内) (昼食は持参又は実費負担・おやつ実費負担) 医療費別途

保育施設一覧

		認可保育所		認定こども園	
施設名		いちのみや保育所	愛光保育園	東浪見こども園	一宮どろんこ保育園
設置経営		一宮町	(福) 一粒の麦福祉会	(福) 一粒の麦福祉会	(福) どろんこ会
定員		85人	80人	幼稚部 15人 保育部 65人	幼稚部 20人 保育部 150人
所在地		〒299-4301 一宮町一宮 1201-4	〒299-4312 一宮町宮原 69	〒299-4303 一宮町東浪見 8077-4	〒299-4301 一宮町一宮 8683
電話番号		(42) 2514	(40) 1033	(36) 7726	(44) 7597
認可年月日		S36. 5. 8	S28. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1
施設構造		鉄筋平屋建	鉄骨2階建	鉄骨平屋建	木造2階建
建物延床面積		709.99 m ²	567.67 m ²	609.79 m ²	1,385.25 m ²
開所時間		平日・土曜とも 7:00～19:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～15:30	平日 7:00～19:00 土曜 8:00～17:00 (幼稚部は 平日 9:00～15:00)	平日・土曜とも 7:00～20:00 (幼稚部は 平日 8:30～15:30)
保育時間	最長11時間 標準時間利用	平日・土曜とも 7:00～18:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～15:30	平日 7:30～18:30 土曜 8:00～17:00	平日・土曜とも 7:00～18:00
	最長8時間 短時間利用	平日・土曜とも 8:00～16:00	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～12:00	平日・土曜とも 8:00～16:00	平日・土曜とも 8:00～16:00
子育て支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・産休明け保育 ・障害児保育 ・一時保育 ・庭開放 ・育児栄養相談 ・親子教室 (入所前子ども対象) ・はらっぱ文庫 (絵本貸出)	<ul style="list-style-type: none"> ・産休明け保育 ・障害児保育 ・一時保育 ・庭開放 ・子育て支援センター 「おおぞら」 	<ul style="list-style-type: none"> ・産休明け保育 ・障害児保育 ・一時保育 ・庭開放 ・子育て支援センター 「しおかぜ」 	<ul style="list-style-type: none"> ・産休明け保育 ・障害児保育 ・一時保育 ・庭開放 ・子育て支援センター 「ちきんえっぐ」

※保育施設情報については、令和5年10月1日現在で、今後の状況により変更になることがあります。

保育施設の位置



◆令和6年度クラス編成◆

保育施設のクラス編成は4月1日時点の満年齢により区別されます。年度の途中で年齢が上がってもクラスが変更になることはありません。

受入年齢	利用申込をする子どもの生年月日	卒園
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日生	R7. 3. 31
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日生	R8. 3. 31
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日生	R9. 3. 31
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日生	R10. 3. 31
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日生	R11. 3. 31
0歳児	令和5年(2023年)4月2日以降生まれ	R12. 3. 31

